

2025年度（令和7年度）単価契約事務用品について

（1）契約期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

（2）見積条件

- ① 「2025年度（令和7年度）～2027年度（令和9年度）福山市企画財政局財政部資産活用課の競争入札（見積）参加資格」を有していない場合は見積りを無効とする。
- ② 参考数量を基に1年間納入できるようメーカー側と充分協議の上、見積りをする事。
- ③ 同一単価の場合は抽選を行う。
- ④ 納品について、受注者は数量の多少に関係なく納入期限までに発注者の指示する場所へ直接搬入すること。
- ⑤ この見積り合わせによる契約は、2025年度（令和7年度）歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。
- ⑥ 落札者は、2025年（令和7年）4月1日に契約を締結するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
- ⑦ 見積条件及び福山市契約規則等の規定に違反したときは、契約を解除できるものとする。

（3）見積書作成要領

- ① 見積書は所定の様式（本ページに掲載の単価契約用）を使用し、番号ごとに分けて提出すること。
- ② 見積書には消費税及び地方消費税等を除いた単価を記載すること。
- ③ 契約金額は、見積り単価に100分の110を乗じ、小数第三位以下を切り捨てた単価とする。
※支払金額は契約単価に納品数量を乗じて得た額とし、当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。
- ④ 見積書の「品質規格その他」欄にメーカー・品番を必ず記入すること。
- ⑤ 同等品で見積りをする場合は、必ず品質・規格等が確認できるカタログ等を提出すること。

（4）留意事項

- ・参考数量は発注実績等から算出したものであり、その数量の発注を保障するものではありません。
- ・契約は、福山市及び福山地区消防組合との締結となります。
- ・ファクシミリ又はメールでの見積書提出も可とします。落札決定となった場合は、後日、見積書原本を資産活用課へ提出してください。
- ・ファクシミリでの見積書の受信は開庁日の8時30分から17時15分までとします。
- ・見積書の様式は単価契約用（本ページに掲載）を使用し、印影等の確認ができるものについてのみ有効とします。

【問合せ先】

福山市企画財政局財政部資産活用課

調達担当 担当：前田

TEL：（084）928－1017（直通）

FAX：（084）931－2460

メール：chotatu@city.fukuyama.hiroshima.jp